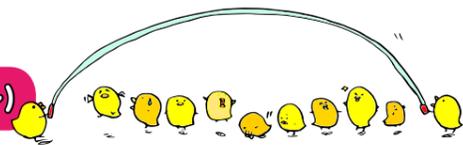


## 認定こども園を設置予定です (平成27年度～)



### 認定こども園とは

幼稚園と保育園の特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う機能を持った施設です。

満3歳以上の子どもにとっては、保護者の就労の状況によらず、みんなと一緒に教育・保育を受けることができます。

職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を(5年以内に)有し、日々教育・保育の質の維持向上に努めます。

### 設置予定施設について

平成27年4月に、「生保内幼稚園・保育園」を認定こども園『(仮)だしのこ園』に、「神代幼稚園・保育園」を認定こども園『(仮)神代こども園』に、それぞれ移行する予定です。

当面、2園を拠点として、質の高い教育保育のノウハウを他園にも活用していきながら、その他の園についても認定こども園への移行を検討します。

## 就学前施設運営の法人化を進めます (平成28年度～)

### 市立保育園・幼稚園の法人化(案)

～子どもたちが、笑顔で成長していくために

各家庭が、育てる喜びを感じられるために～

保育園・幼稚園を直営で運営する仙北市では、職員の高齢化、臨時職員の増加、施設の老朽化などさまざまな課題を抱えています。

これらを解決するため、また、多様化・高度化する子育てのニーズに対し、柔軟で迅速な対応をするためにも、官と民の役割分担を見直し、市はランドデザインを描き、保育サービスは民間の専門法人が展開するカタチを作り、市と法人が強力に連携しながら子ども・子育て支援の環境づくりを進めるため法人化を推進するものです。

### 市立保育園・幼稚園の状況 (保育園9園・幼稚園3園)

- ▶ 《田沢湖地域》生保内保育園 生保内幼稚園 神代保育園 神代幼稚園 ※田沢幼稚園 ▶ 《角館地域》角館保育園 角館西保育園 中川保育園 白岩小百合保育園
  - ▶ 《西木地域》こここ保育園 ひのきない保育園
- ※かみひのきない保育園 ※田沢幼稚園は来年度園児募集なし。かみひのきない保育園は休園中。

### 法人化の方法

- 「民設民営型」への移行(新たな社会福祉法人への移譲)
- ▶ 土地：無償譲渡か無償貸付 ▶ 施設：無償譲渡 ▶ 物品等：無償譲渡

### 法人化の時期と対象となる保育園・幼稚園

試行的に平成28年度(平成28年4月)からの法人化を目指します。対象は、平成27年度から「認定こども園」としてスタートする「(仮)だしのこ園」、「(仮)神代こども園」の2園とします。その他の園については、施設の規模、老朽化の状況等を検討し段階的に法人化を推進していく予定です。

### 法人化の受け皿となる法人

市主導により新たな社会福祉法人を設立します(平成27年度内)。設立から運営支援まで市が責任を持って関与していきます。そのため市は来年度から社会福祉法人設立準備室を設置し、設立時財政支援、運営支援(職員派遣・財政支援)を行います。

### 移譲と引き継ぎ

平成28年4月1日付けで移譲、運営開始になります。引き継ぎは運営しながら行います。(おおむね1年間を予定しています。)

### 保育士・教諭の処遇

- 1 新たな社会福祉法人による円滑な運営を支援するため、引き継ぎ期間とその後も市職員の保育士・教諭・栄養士・技術員を派遣することを検討します。
- 2 市直営の保育園・幼稚園の臨時職員については、新たな社会福祉法人の正職員化の機会を創出します。(新法人による職員採用試験あり)

### 法人化後の市の責任

法人化後も市の責任は変わりません。

- 1 市の支援(事務担当職員と保育士等の派遣、財政支援)
- 2 保育園の入所に関する判定と保育料の決定、幼稚園授業料の決定
- 3 保護者・新法人・市の三者による話し合いの場の設置と苦情解決の体制
- 4 移譲後の保育内容の確認等

### <お問い合わせ>

- 新制度、認定こども園に関すること  
子育て推進課 ☎43-2280 教育指導課 ☎43-3382
- 法人化に関すること  
総務課(事務事業移転室) ☎43-1111

# 就学前児童の保護者の皆さまへ

## 子ども・子育て支援新制度が始まります

(平成27年度～)

幼児期の質の高い教育・保育の提供や、地域子育て支援事業の拡充を図るための新制度が来年4月から全国一斉に始まります。仙北市でもこれを契機として、子どもの目線を大事にした子育て支援策を推進するとともに、サービスを安定的に提供できる体制や仕組みへと再構築を進めます。



## 主に変わること

### サービス

- 1 教育・保育を一体的に提供する認定こども園を、平成27年度に「(仮)だしのこ園」と「(仮)神代こども園」として設置予定です。
- 2 放課後児童クラブの利用対象学年を、現在の小学3年生までから6年生までに拡大予定です。
- 3 幼稚園・保育園・認定こども園に関する窓口を、福祉部門(現在の子育て推進課)へ一本化する予定です。

### 利用手続き

- 1 子どもの年齢と利用希望施設にあわせた保育認定を受けることが必要となります。

子どもの年齢	利用希望施設	保育認定区分 ※1	
満3歳以上	◎ 幼稚園 ◎ 認定こども園 (現在の生保内・神代幼稚園)	1号	保育を要しない
	◎ 保育園 ◎ 認定こども園 (現在の生保内・神代保育園)	2号	保育を要する
満3歳未満		3号	

※1 保育認定の基準については14ページ下欄に掲載しています。

- 2 施設利用の手続きの流れ(平成27年度における仙北市立施設の場合)

12月	市(園でも取次ぎ可)に「保育認定申請書・施設利用申込書」を提出します。
2月	市から「入園決定通知」と「保育認定証」を受けます。

- 3 保育料について

国の基準に基づき幼稚園も含めて保護者の所得に応じた保育料となり、算定方法も「所得税」から「市町村民税」の課税状況に基づく算定へ変更となります。具体的な保育料(案)については、「平成27年度の施設利用申込案内書類」に掲載しています。

また、秋田県すこやか子育て支援事業(保育料助成)についても、見直しが行われる予定です。

なお、所定の手続きを経て3月に正式決定することになります。



※ご注意 新制度の適用を受けない私立幼稚園(かくののだて幼稚園)については、サービス内容、保育料とも今までと変わりません。